

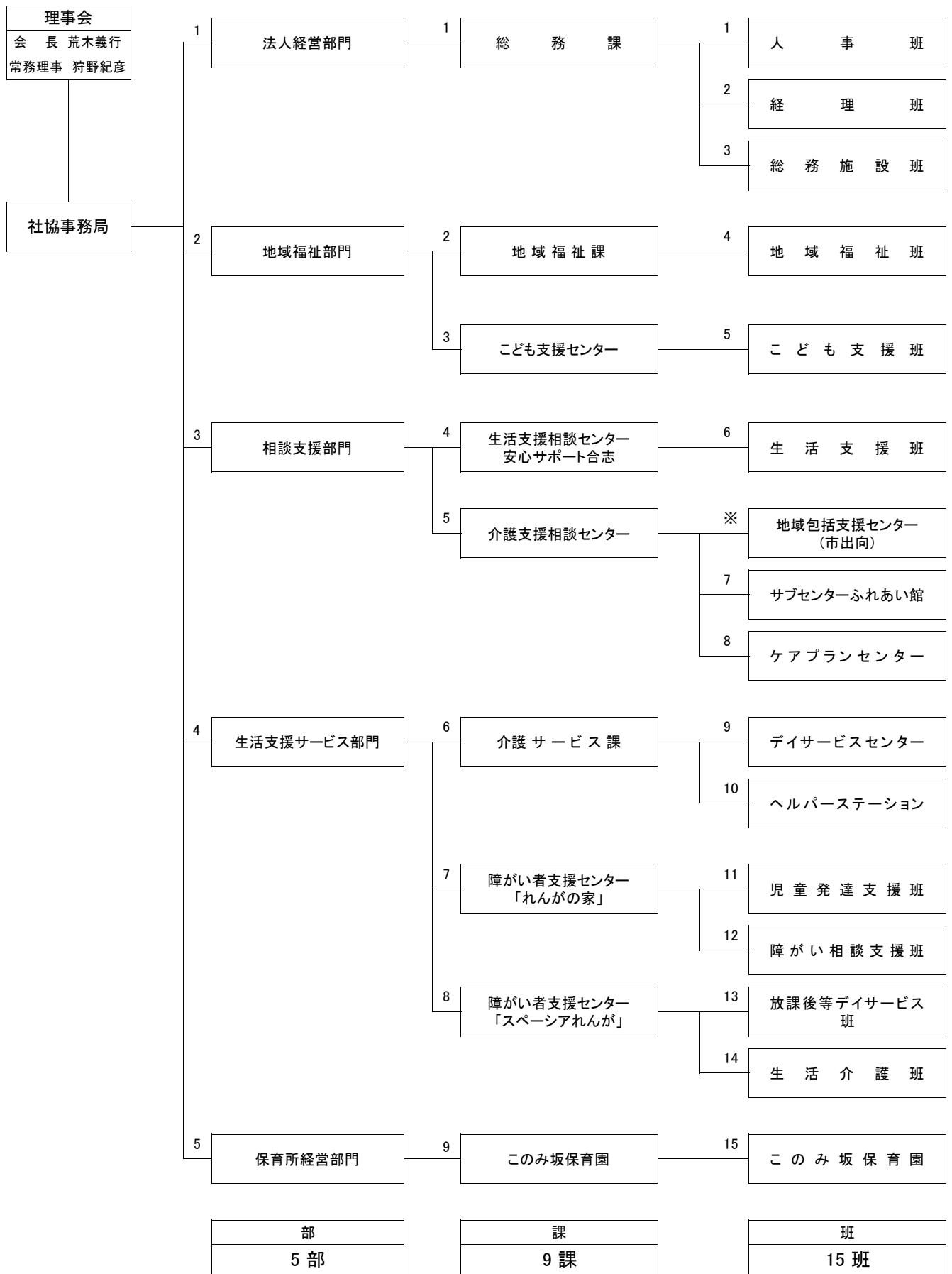
令和6年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針、重点活動・目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班	5～6
(3) こども支援センター	
こども支援班	7
(4) 生活支援相談センター	
生活支援班	8
(5) 介護支援相談センター	
ふれあい館サブセンター、ケアプランセンター	9
(6) 介護サービス課	
デイサービスセンター	10
ヘルパーステーション	11
(7) 障がい者支援センター「れんがの家」	
障がい相談支援班、児童発達支援班	12～13
(8) 障がい者支援センター「スペーシアれんが」	
放課後等デイサービス班、生活介護班	14～15
(9) このみ坂保育園	16

令和6年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』



「だれひとり取り残さない」持続可能な福祉活動の展開

1 基本方針

約3500万人の団塊世代が全員75歳を迎える2025年。医療や介護の社会保障費の増大や認知症高齢者の増加、働き手不足など、避けて通れない諸問題を抱える超少子高齢社会に突入します。

現役世代が減少し高齢者が増加していく状況の中で、単身世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。ひとたび病気やケガといった健康問題や地震や大雨といった自然災害によって生活環境が変化すると、医療福祉ニーズには何らかの手助けが必要となってきます。

また、新型コロナ禍によって拍車がかかった人ととのつながりが希薄し、孤独・孤立とともに地域と無縁となる身寄りがない課題も生じています。「共に生きる」ことを目指す地域共生社会は、地域と関わり、地域の人とあゆむ福祉活動の積み重ね無くして構築できません。

社会福祉協議会は、近隣やボランティアによる見守りや日常生活の援助を進め、事業者と協働した支援活動や総合相談、日常生活を支える福祉サービスの提供など重層的な福祉活動の推進に努めてまいりました。

令和6年元日に起きた能登半島地震では多くの人的被害・住宅被害が発生し、長期にわたる被災地域の支援が必要です。本会では、被災地域の要請に基づく支援とともにあらためて日ごろの福祉活動による地域情報の把握や体制整備に努めます。

これら地域における福祉活動のさらなる継続発展を目指し、福祉サービスの体制整備と事業収益の向上に向けた管理体制の強化に努め、合志市をはじめとする多様な機関・団体との連携を強化し、「だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし」の実現に向けた事業を展開してまいります。

2 重点活動・目標

(1) 第4期(令和5年～令和9年)合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行

- ・ 計画の柱となる「1. つながりと支え合いの輪を広げる」、「2. 地域の担い手の輪をつなげ地域の福祉力を高める」、「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」ための取り組みを進めます。

(2) 障がい者支援センター新築工事及び隣接地の取得整備(新規事業)

- ・ 令和7年度の開設に向けた障がい者支援センター新築工事に取組みます。また、不足している駐車場の解消を主目的として隣接地を取得し整備を行います。

(3) 相談事業の体制強化

- ・ 各相談事業(障がい、介護、生活困窮、子育て、地域福祉)の連携を強め、他人ごとではなく地域課題として取り組む社協の強みを生かした相談体制の強化に努めます。

(4) 経営基盤の強化

- ・ 自主財源の9割を占める障がい福祉サービス事業、介護保険サービス事業、保育所事業における人材の確保に努め、市民から選ばれる事業所となるよう健全経営に努めます。

(5) 情報通信技術(ICT)の活用研究

- ・ 業務の効率化、社内連携、機密情報の保護につながるよう、本会の事務事業に合わせた情報通信技術の導入に向けた活用研究を進めてまいります。

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
総務課	人事班・経理班

1 課(班)の業務方針

本会は地域福祉事業をはじめ、児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業生活困窮者自立支援事業といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。人員配置基準や施設整備等の運営体制については制度毎に異なるため、社内規則の適正性を検証しつつ充実強化を図っていく。

また、福祉従事者の処遇については、報酬改定により改善を図る取組が強化される。財務状況や部門職種間の処遇バランスを検証しつつ、本会にふさわしい処遇改善実施に努めることで、職員が安心して働くことのできる環境づくり、働きがいのある職場づくりを目指す。

また、事業が継続可能な拠点整備を行うとともに、事業展開の下支えとなる事務局体制の強化に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則整備及び遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る。)
- (2) 人事評価制度の再構築に向けた取り組み
- (3) 職場内での円滑な業務推進と業務効率可視化に向けてデジタル技術浸透(デジタルトランスフォーメーション化)に向けた計画の策定及び実施
- (4) 職員の処遇改善加算取得に係る体制の見直しと関連規則の改正

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)
- (2) 人員配置計画に基づく人材確保と人事評価制度の再構築にかかる
- (3) 職場内での感染症予防対策及び管理方法の推進

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 理事会、評議員会、監事監査の実施
- (2) 事業計画、予算の策定
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 人事、労務管理
- (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理
- (6) 障がい者支援センター施設整備
- (7) システム・ネットワーク管理

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
総務課	総務施設班

1 課(班)の業務方針

【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館、合志市老人憩の家】

- (1) 安全で安心して利用できる市の公共施設として管理体制強化を継続する。両施設は竣工から20年超を迎えており、経年による設備等の老朽化によって故障や不具合が生じている。「合志市の貴重な財産を長期間利活用する」ことを意識した施設管理に努め、利用市民の利便性を図る。
- (2) ふれあい館は本会の福祉活動の中心拠点であり、変化する事業展開に対応可能な拠点整備を図る。
- (3) 老人憩の家は入浴設備の経年劣化によるレジオネラ属菌発生リスクの増加が懸念される。清掃と消毒を徹底し、リスク軽減に繋げて維持管理に努める。また、利用者自らが自立した生活の実現に向けて、「介護(認知症)予防の拠点」としての活動参加機会を創出し、高齢者の健康づくりと介護予防を支援する。

【障がい者就労における方針～全体目標:メンバーみんなで施設をきれいにする】

「各自が行う業務をメンバー同士が共に声をかけあい、1つのチームとなって、清掃を完了する」という行動目標に沿い、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また一人一人のできることを大切にして、日頃できない清掃箇所をメンバー皆で考え、話し合い、行動できるように環境を整える。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 施設の修繕※①、②は市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行し、後に市から修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…熱源循環ポンプ取替交換
 - ②老人憩の家…自動ドアユニット更新(1か所)、受水槽取替
- (2) 老人憩の家…介護予防教室(体操教室)の普及、定着化。
- (3) 障がい者就労…人材が育つ仕組みについて考え、計画、行動する。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 老人憩の家は新型コロナ感染症及びレジオネラ症防止対策を行いながら、営業を継続する。
- (2) 施設の経年劣化等による設備の改善、更新について、市高齢者支援課との協議、調整を継続する。
(浴場設備・機器の更新、換気設備の不具合、北駐車場の街灯)
- (3) 事業ゴミの仕分け、分別を継続し、資源のリサイクルと可燃ごみ搬出量の削減(脱炭素化、CO2削減)
- (4) 障がい者就労において、メンバーの能力を向上できるよう清掃方法の充実を図る。
- (5) 慢性的に発生する浴場設備の不具合、修理による維持管理(源泉湯量及び使用量に対する調整と検証)
- (6) 電力供給における大規模施設特別割引契約が令和5年度末で終了となる。電力をはじめとした、上下水道、ガスを含めた物価の高騰による支出の増と賃金上昇による人件費増加が見込まれる。節電・節水・消耗器具備品等の使用を含め、従事する職員に向けた意識の徹底を行っていく。

4 主な実施事業(継続事業)

指定管理者制度に基づく施設管理(第5期)

- (1) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(3年目／5年間)
- (2) 合志市老人憩の家管理(3年目／5年間)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
地域福祉課	地域福祉班

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

第4期合志市地域福祉計画・活動計画(令和5～9年度)の方針の基本理念である「市民みんなでまるごと地域共生社会」の実現に向けて、3つの基本方針に沿った事業展開を行うことで計画の継続的な推進を図る。

基本方針1:つながりと支え合いの輪を広げる

- (1) 高齢者の移動手段の問題解決(調査、事業所等との連携、住民ボランティアの養成)
- (2) 福祉教育の強化
- (3) 募金活動の強化

基本方針2:地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

- (4) ボランティアセンター機能強化、各種ボランティアの養成
- (5) 地域公益活動推進プラットフォーム(市内法人間の連携・ネットワーク化)の基盤強化

基本方針3:相談・支援体制の連携の輪を強める

- (6) 重層的支援体制整備事業の総合相談体制の構築・強化
地域福祉コーディネーター(中学校別CSW)が中心となった地域課題、地域状況、地域資源の把握と共有
- (7) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進
- (8) 災害ボランティアセンター設置及び運営におけるマニュアルの再構築、各課協力体制の強化

2 新たに取り組む事務事業

- (1) ボランティアポイント制度の仕組みづくり(市地域包括支援センター委託)
- (2) 募金を活用した助成の仕組みづくり(令和7年度に向けて)

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 高齢者の参加支援で課題となるのが移動手段であり、現在黒石原区の高齢者サロンで試験的に行ってい る事業所と連携して送迎する体制を進めていくとともに、市全体の地域課題として解決に向けて取り組んで いく。
- (2) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障がい者の体験だけでなく、サービスラーニング(社会活動を通して 地域の一員として主体的に社会や人にかかわることを育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に 学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題をテーマとした実践プログラムを提案 する。学校だけでなく老人会、子ども会、企業へも働きかけていき、地域の担い手づくりを行う。
- (3) 募金依頼に合わせ、自治会との関係強化を図るため、使途金の意義・福祉活動への理解、社協へのさらな る理解をいただけるよう広報活動に力を入れる。募金を利用した福祉活動への助成金交付として新たな展 開を考える。
- (4) ボランティア活動を活性化するために、ICTをさらに活用し、ボランティアセンターからの情報発信、タブレッ トを活用した申請書類の作成、SNSを利用した広報活動を強化していく。またボランティアの意欲向上のた めのポイント制度を構築する。
- (5) 地域公益活動推進プラットフォームが構築され、今後は共同で地域課題解決に向け福祉教育を基盤とし た福祉人材の育成・発掘や、本会の生活困窮者支援と連動した出口支援(就労や社会参加)をともに構築 したい。

- (6) 重層的支援体制整備事業の本事業(参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業)を基盤とした誰もが主役の地域づくりを展開する。第1層・2層(東部・西部)の生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーター同士の連携、役割の共有、協同で当会がもつプラットフォーム機能を生かし、地域課題に對して生活支援、介護予防の基盤、多世代が交わる通いの場の創設を行政、他機関とも連携して行っていく。またCSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。また介護予防事業の推進や各種ボランティアの養成から組織化する中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。現在ある居場所の連携を深めるためネットワーク化し、その活動の周知を進めていく。
- (7) ささえ愛ネットワーク模擬訓練(認知症の方への声掛け訓練)を通して、そこに住む地域住民が認知症のことを理解し、ささえていく地域になるよう訓練の方法を新たな形に進めていく。また認知症の方本人や家族の気持ちに寄り添えるような見守りの仕組みや居場所を共に考えていく。
- (8) 大規模災害時に対応すべく、災害ボランティアセンターの設置及び運営に向け、今あるマニュアルをもとに、かかる職員の配置、運営する上でより具体的な内容にしていく必要がある。また毎年どこかで起こる災害に向け災ボラ設置に向けた応援態勢も整え、設置訓練に1人でも多くの職員が積極的に参加できるよう勧めていく。また大規模災害時に住民同士がささえ合いできるような学びの場を作る。

4 主な実施事業(継続事業)

(自主及び共募配分事業)

- ①ぽつかぽかサポート事業
- ②災害ボランティアセンター設置事業
- ③地域の絆づくり推進事業
- ④共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)等

(委託事業)

- ①地域支えあい推進事業・重層的支援体制整備事業
- ②生活・介護支援サポーター養成事業
- ③介護者等育成事業(家族介護教室)
- ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆事業含む)
- ⑤地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑥認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑦認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑧総合相談事業(法律・行政心配ごと相談)
- ⑨生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

5 廃止、縮小する事務事業

- ・ヘルプカード事業(障がい者支援センターれんがの家、スペーシアれんがへ)

令和6年度 各課事業計画書

担 当 課	班
こども支援センター	こども支援班

1 課(班)の業務方針

妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を構築するために、転入世帯や共働き世帯をはじめ子育て家庭の不安、保護者の病気、子どもの発達、障がい等、個別の子育て家庭のニーズを把握し、一人ひとりに寄り添い、孤立化させないよう伴走型の支援を意識し対応することを目指す。また、子ども自身のニーズに気づけるよう、日頃から子どもの家庭環境などを把握し、信頼関係の構築と地域の人たちと関わり合える機会の創出、課題へ対応できるよう関係機関とネットワークを強化し支援体制の構築を図るため、下記の目標を掲げ子どもの健やかな成長と地域の子育て力向上を目指す。

- (1) 安心できる子育ての環境を作るために、児童館や地域子育て支援センターが「身近な居場所」であることを周知すると同時に、成長支援を行いつつ安心して仲間づくりができる遊びや体験の場を提供する。
- (2) 地域や家庭との連携をとりながら、アタッチメント(愛着)形成や個々の発達に応じた支援に努める。
- (3) 合志市をはじめ関係機関や社内各部署との連携を強化し、保護者との接点を多く作り出すことで、虐待の早期発見、潜在化しやすいニーズ、課題へ対応できる支援体制を築く。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 父親同士のコミュニティ・参加の場づくり
- (2) プッシュ型の情報提供・発信の強化(LINE公式アカウントのリッチメニュー拡充やInstagramの開設等)

3 改善や強化を行う事務事業

(1) 地域子育て支援センター事業

初めて子育てる母親向けの“親子の絆づくりのプログラム”を継続し、産後うつの改善や子育て仲間づくりを促し、さらには父親の積極的な育児への参加を促すイベント等を実施する。また、地域で開催している子育てサロンやこども食堂との連携強化・課題解決に向けた取り組みを行う。

(2) 児童センター事業

遊びの提供の場としてアウトリーチ(出張児童館)の強化と児童館の環境ボランティアセンターと連動した中高生の居場所づくりを実施。

(3) ファミリーサポートセンター事業

地域子育て拠点事業との連携強化に努め会員確保の強化のため、様々な関係機関に養成講座受講の働きかけを行い、利用会員のニーズに合った活動ができるように取り組む。

生活困窮家庭(虐待、ひとり親、親の病気など重複したケース等)における関係機関との連携強化を図る

(4) 病児・病後児保育事業

部屋の改築に伴い、受入れ体制の整備と徹底した感染予防に努め、一人ひとりに寄り添い、快適で安心、安全な保育看護に努める。

(5) 放課後児童健全育成事業

運営指針に基づき、支援員間で情報共有を行い、子どもの育成支援充実及び保護者との円滑なコミュニケーションを図る。引き続きICTを活用し保護者との連絡や送迎をスムーズに行い、安全確保に努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 地域子育て支援センター事業 (2) 児童センター事業
- (3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業)
- (4) 病児・病後児保育事業 (5) 放課後児童健全育成事業 (6) ふら～っとホーム太陽事業

5 廃止、縮小する事務事業

放課後児童健全育成事業(ピースクラブ)・病児・病後児保育事業(ひかり)

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
生活支援相談センター	生活支援班

1 課(班)の業務方針

就労や心身の状況により経済的に困窮している方や多様で複合的な生活の悩みを抱える方の総合相談窓口として、地域社会において尊厳をもって安心して生活できるよう関係機関と連携し、相談者ひとりひとりの状況に合わせた包括的かつ伴走型の支援を行う。生活困窮者などの早期把握や既存のサービスでは不足する場合は、参加する場を開発する視点をもち、関係機関と協働し、地域の支援体制を創造する。

- (1) 複合的な課題を抱える相談者が、「制度の狭間」に陥らないようにできる限り幅広く対応するように留意し、就労の課題・心身の不調・家計や家族の問題などに対して包括的に支援
- (2) 社会から孤立が懸念される方には、丁寧な対応を行い社会参加に向けて、アウトリーチ(訪問等による)支援を行ながら、孤立状態の解消に配慮
- (3) 相談者の自己決定を基本に本人の状態に応じた自立支援を行い、切れ目なく継続的な支援を提供
- (4) 状況をアセスメントし、ひとりひとりに応じた適切な支援プランの作成、法に基づく事業(任意事業)や地域福祉課と連携し、インフォーマルサービス(公的支援以外の支援)等の活用及び提案
- (5) 第二のセーフティネットとしての機能を發揮し、生活保護へ至る前の自立を支援し、生活保護が必要と判断される方については、速やかに福祉事務所へつなぐ
- (6) ライフライン維持や食糧確保のために、生計困難者レスキュー事業の活用及び緊急時食糧支援
- (7) 判断能力が低下している方が、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業を活用した支援
- (8) 適切な後見人が得られない方に対して、法人後見支援体制及び専門職指導による適正な後見業務体制
- (9) 新型コロナウィルス特例貸付を受けた方の償還支援にむけた体制整備

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 市民後見人養成講座修了者のフォローアップ

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 相談窓口周知活動(情報のアウトリーチ)強化及び複合的な相談に対応する相談員の資質向上
- (2) ひきこもり相談窓口の周知
- (3) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化
- (4) 法人後見実務に関する研修
- (5) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者自立支援の機能強化事業
- (3) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業
- (4) 法人後見事業
- (5) 地域福祉権利擁護事業
- (6) 生活福祉資金貸付(県社協委託)、福祉金庫貸付
- (7) 新型コロナウィルス感染症特例貸付に関する償還業務

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
介護支援相談センター	ふれあい館サブセンター班、ケアプランセンター班

1 課の業務方針

長期化した新型コロナ等の感染症の影響もあり、家族とともに生活に困窮する高齢者や近隣との関わりが希薄し外出機会の減少に伴う体力低下など、高齢者が自立した日常生活を営むためには、その分野に限らず制度の枠を超えた多角的な支援が欠かせない。

ひとり暮らし、高齢者世帯、障がいや引きこもりの方を持つ世帯など、高齢者の生活様態は多様である。また、住まいの地域によっても社会的なつながりや関係性は大きく異なるゆえに、その相談窓口は、多様な視点、制度の横断的な知識、地域との関係性を育むコーディネーター役として、相談者に寄り添った断らない対応が求められる。

そこで社会福祉協議会の特性を生かし、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、民生児童委員連絡協議会等との連携を深めることで、「すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいある自立した日常生活を営むことができるまちづくり」を目指す本市地域包括ケアシステムの実現に寄与する。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 地域包括支援センター業務に従事する職種は、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職のため、居宅介護支援事業所、安心サポート合志、地域福祉課といった関連部署での経験、連携を強化して人材育成に努める。また、災害時における個別支援の在り方を踏まえた各課横断的取組を強化する。
- (2) 地域ケア会議の開催や参加により、自立支援に向け、また、課題を持つ対象者やその家族のみならず、地域課題の解決に向けた支援調整を強化する。
- (3) 各課で課題となる事例の検討の場である重層会議に参加し、事例検討や情報共有等が充実した内容となる視点を広げ連携の強化を図る。
- (4) 適切なケアマネジメントの手法を学び、課題整理総括表・評価表の活用に向けた取り組み、及びターミナルケアマネジメント加算(終末期の必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)、緊急時等居宅カンファレンス加算(利用者の状態などが急変した緊急時に、会議を開きサービスを調整するための加算)など算定の為の研鑽を深める。
- (5) 新たな半導体企業等の始動に伴い、多国籍の方の転入等による地域環境に変化があるため、高齢者等の不安軽減に努め、必要時は良好な関係構築に努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市地域包括支援センターにかかる業務
 - ① 市地域包括支援センター班への専門職の出向業務(主任介護支援専門員、社会福祉士)
 - ② サブセンターふれあい館の業務委託
- (2) 社協ケアプランセンター班
 - ① 指定居宅介護支援事業
 - ② 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
 - ③ 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業
 - ④ 介護保険代行申請事業
 - ⑤ 福祉用具貸出事業

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針

本会デイサービスセンターでは、「楽しみながら生き生きと、ひとりひとりの心に寄りそうデイセンター」という理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、QOLの向上を目指し、デイでの支援状況をケアマネジャー、相談員を通じて、介護、障がい、医療サービスの連携を重視し支援していく。

また、地域における福祉サービスの模範となり、健全な事業運営を行い地域福祉の向上に資する。

- 感染症対策を引き続き徹底し、安心安全のサービス提供に努める。
- 多職種による科学的根拠に基づいた介護ができるよう、アセスメント力の向上を図る。
- 介護記録用ソフトを導入することにより、業務の効率化を図り、利用者との関わりの時間を増やすことでより良い支援へつなげる。
- 認知症の発症年齢低下に伴い、個別対応を行う中で個々の状態把握に努め、自立(自律)支援へ向けて、本人の尊厳を尊重した支援を行う。
- 各種研修会への参加や社内研修会等の充実を図り、専門分野の知識・技術の向上を目指す。
- 本年度より、感染症対策、虐待防止検討、苦情解決・事故防止委員会発足し、設置・運営するにあたって、定期的研修と実施訓練を行う。

2 新たに取り組む事務事業

1. 業務のICT化

介護保険総合システムソフトを活用した通所介護計画等の作成やLIFE(ライフ)の活用(令和3年度～実施中)、日々の記録など、更なるICT業務が実施できるよう、研鑽を重ね環境を整えていく。

2. 介護報酬改定に伴う利用者の評価及び加算取得への検討及び対応

介護保険制度の目的は自立(自律)支援であり、さらなる支援内容の充実と加算算定を目指す。

- 科学的介護推進体制加算(LIFE:継続中)→6ヶ月ごとから3ヶ月ごとに改定予定。
- 口腔機能向上加算(継続中)。③ADL(日常生活動作)維持等加算Ⅰ(継続中)。④入浴介助加算Ⅱ(要検討、廃止の予定)。⑤第一号通所事業所評価加算に向けた取り組みの継続。

3. 感染症対策、虐待防止検討、身体拘束適正化・苦情解決・事故防止委員会の発足。

3 改善や強化を行う事務事業

- 通所介護事業では、利用者の潜在能力を引き出すべく、自立(自律)支援を目指し、個別対応に力を入れる。第1号通所事業に関しては、火、金曜日を稼働日とし、心身機能維持向上を図る。
- 感染症対策を徹底しながら、稼働率の向上を図り安心安全なデイサービス事業の運営を行う。また、多職種のチーム支援を活かし、安定した事業継続を目指す。
- 各種委員会の発足に基づき、定期的研修と実施訓練の実施。

4 主な実施事業(継続事業)

- 総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービス、みどり館にて実施中)
通所型サービスA (毎週水・木・金の3日間 定員14名まで)
- 通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービス、ふれあい館にて実施中)
通所介護事業(要介護認定者:月～土 定員40名)・第1号通所事業(要支援認定者:火・金)・生活介護(障がいがある方の基準該当サービス:月～土)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

1 課(班)の業務方針
核家族化や老老介護による家族介護力の低下が著しい現状において、訪問介護事業の役割はますます重要になっている。合志市民の方々が自分の力だけで生活することが困難になったとしても、できるだけ住み慣れた地域(自宅等)で安心できる環境で安定した生活を継続できるよう支援していく。 (1) 新型コロナ感染症等の感染症対策を徹底し、安心、安全なサービス提供に努める。 (2) 知識や技術を備えた訪問介護員の人材育成を行い、より質の高いサービスを提供する。 (3) 本会実施事業や他職種をはじめ、外部の関係機関との連携や情報共有を行い、支援の充実を図る。 (4) 介護保険や障がい福祉サービスでの支援など、様々なケースに柔軟に対応できるサービス提供責任者、訪問介護員の育成。また、現職の資質向上を図り、合志市民の一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努める。
2 新たに取り組む事務事業
なし。
3 改善や強化を行う事務事業
(1) 登録ヘルパーは30名ほどいるが、約半数の17名ほどは65歳以上である。若い人材獲得の為にも、昨年度行った菊池圏域における介護職員初任者研修の実施、更に研修修了後に本会で就業される方に対し、初任者研修受講料全額補助を行う。 (2) 昨年度同様、引き続き収益増を図る為、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。
4 主な実施事業(継続事業)
(1) 合志市委託事業:訪問型サービスA事業 (2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 (3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業 (4) 合志市委託事業:移動支援事業 (5) 障がい福祉サービス事業:居宅介護等、重度訪問、同行援護 (6) 有償ヘルパーサービス事業(自費)
5 廃止、縮小する事務事業
なし。

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「れんがの家」	障がい相談支援班 児童発達支援班

1 課(班)の業務方針

[相談支援]

- (1) 障がいのある方そのご家族が、住み慣れた地域の中で、その人の持つ力(エンパワメント)を促し、自分らしく自立した生活を営むことができるよう、自己決定支援を行う。
- (2) 多種多様な相談内容に対して、社協の持つ他の相談機関(生活支援・介護支援・地域・こども等)との連携、必要な社会資源につなぐ役割を行う。
- (3) 有資格者による専門的知識を發揮し、れんがの家としてのこれまでの経験をもとに、安心して相談できる相談支援事業所として、今後も、幅広い知見と対応力を高め、相談員のスキル向上に努めていく。

[地域活動支援センター]

- (1) 障がいのある方、地域の方が気軽に利用できる日中の活動の場、居場所、生きがいづくりの場の提供。また、ボランティアの力、地域、法人内での交流の場を通して、生活意欲向上に努める。
- (2) 社会参加への意識、就労意欲が高まるように、必要に応じてセンター内常勤の相談支援専門員がサポートを随時行っていく。

[児童発達支援]

- (1) 「こどもまんなか」こども家庭庁が開庁され、障がい児及びその家族に対し、健やかな育成を支援する為に、疑いがある段階から身近な地域で支援体制構築を図る事が求められている。法人内、医療、行政、保育園等関係機関で連携し、発達支援を行っていく。
- (2) サービス提供にあたって、利用児、保護者の想いに寄り添い、身体的、精神的機能の発達支援を促し、日常生活及び社会生活を円滑に送る事ができるよう進めていく。具体的に、児童発達支援ガイドラインに則って、「発達支援」「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。
- (3) れんがの家各委員会(権利擁護、感染、防災、安全管理)が率先して、定期的な研修、訓練を実施することで、サービスの適正化、質の向上に努めている。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

[相談支援]

- (1) 合志市障がい相談事業所として、多種多様な課題へ向き合う為には、相談員のスキルの担保が最も重要である。その為には、法人内での共通認識、人材確保、人材育成を進めていく。
- (2) 地域の重層的なネットワーク作りを継続していく為、官民協働伴走型支援を目指し、多様な専門性を組み合わせた相談支援を展開していく。

[地域活動支援センター]

障がいのある方、地域での困り感を抱えている方が、気軽に利用できる活動の場として、関係機関、法人内でも連携を図り、環境調整、活動の場の提供を行う。

[児童発達支援]

- (1) 全職員が療育への専門性が向上できるように、ミーティングや外部研修の充実を図る。
- (2) 適切なアセスメント、子どもの特性を踏まえた総合的な支援、専門的な支援が展開できるように、支援プログラムの充実を図る。具体的には「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域。

- | |
|--|
| (3) 保護者同士が繋がりピアカウンセリングできる場所、療育参観、親子れんが等の設定を行い、計画的に家族支援の強化に努める。 |
| (4) れんがの家としての「非常災害対策」に取り組み、災害が起こった際にも安全確保できる実効性について、計画的に訓練を実施していく。 |

4 主な実施事業(継続事業)

- | |
|-----------------------------|
| (1) 地域相談(指定地域移行支援・指定地域定着支援) |
| (2) 合志市障がい相談支援事業(一般相談) |
| (3) 指定障がい者相談支援(計画相談) |
| (4) 指定障がい児相談支援(計画相談) |
| (5) 地域活動支援センター事業 |
| (6) 指定児童発達支援事業 |

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「スペーシアれんが」	放課後等デイサービス班、生活介護班

1 課(班)の業務方針
[放課後等デイサービス事業]
(1) 【発達支援】児童福祉法や放課後等デイガイトラインに基づき、遊びや文化活動、スポーツや地域社会との交流の機会等を提供し、「生活の主人公」として主体的に生きていくための発達支援を行うことにより、子どもの権利保障と健全育成を図っていく。
(2) 【家族支援】保護者のねがいに寄り添った子育てに関する相談支援や、保護者の時間を保障するためのレスパイトケア等を通して、子どもに対する相互理解や職員との信頼関係を構築し、「家族の育ち」を支援する。
(3) 【地域生活支援】社会的包摂の推進に向けて、放課後児童クラブや児童館などの同世代の子ども、また高齢者や地域住民との交流、学校や相談支援事業所等との他機関連携を通じて、支援の輪を広げていくための「地域のなかで育む療育」を実践する。
[生活介護]
(4) 【自立支援・生活力の向上】利用者一人ひとりが、生産活動・創作活動・運動・レクリエーション・人との交流・働く機会・機能訓練等を通して、「生きる喜びや楽しみ」を仲間とともに共有しながら、それぞれのもつ力を發揮し自分らしく意欲的に生活する支援を行う。
(5) 【身体介護・家族支援】就労世帯のニーズに対応するとともに、医療的ケアを含むケアニーズの高い利用者の受け入れ体制を整備する。
[日中一時支援事業]
(6) 【預かりニーズへの対応】福祉サービス時間(放課後等デイサービス)で対応が困難な児童を対象に預かりを行い家族の就業支援、ケアの一時的な代行などに対応する。
2 新たに取り組む事務事業
[放課後等デイサービス]
(1) 指定基準に準じたサービス提供時間の体制整備。
[生活介護]
(2) 医療的ケアのある人を含む重症心身障がい者の受け入れ増。
[日中一時支援]
(3) 放課後等デイサービスの指定基準に合わせ、療育時間と預かりニーズのすみ分けを行う。
3 改善や強化を行う事務事業
(1) 個別支援と専門性の向上:利用児・者の意欲や主体性を尊重した支援を展開するために、①アセスメント②家族面談や関係機関への訪問の実施、③外部機関の研修受講などを通して、利用児・者理解の視点を深め、専門性の向上に努めていく。
(2) 職員集団づくり:支援に関する議論や変わりゆく利用児・者像の共有などを通して、福祉実践を土台とした育ちあう職員集団づくりを遂行する。
(3) 地域連携:利用児・者のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、一貫した支援を提供する体制の構築を図っていく。
(4) 将来構想:障がい者支援センターの施設整備計画に基づき、将来の事業展開を見据えた事業運営を行う。具体的に、①より専門的支援の必要な利用児・者を受け入れるための人員配置や環境整備、②業務の効率化に向けたICT活用の検討、③SNSを活用した情報発信力の強化、④各委員会活動(感染対策・災害対策・安全管理・権利擁護)に取り組み、サービス向上や安定した収益確保につなげていく。

- (5) 社協内連携:途切れない発達支援(児童発達支援班)、地域の子どもたちとの交流(子どもセンター)、中高生の発達障がい児の支援(地域福祉課)、共同募金・地域福祉活動(地域福祉課)について、他課(班)と協働する。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児;定員5名、重心児外;定員;10名)
- (2) 日中一時支援事業(定員;10名)
- (3) 指定生活介護事業(定員;7名)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和6年度 各課事業計画書

担当課	班
このみ坂保育園	このみ坂保育園

1 課(班)の業務方針

令和5年4月「こどもまんなか社会」をキーワードに「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が創設されました。保育・子ども・子育て家庭をとりまく環境は大きな転換期を迎えています。近年、子ども家庭福祉を取りまく国の動向が大きく動いている一方で、子どもと家庭の置かれている環境も多様化しています。保育園を利用する子どもの保育についても一人ひとりの状況やニーズを踏まえた個別の対応がより重要になってきています。

本園においても保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢保育ならではの、やさしい福祉の心を育む保育内容の充実を目指していく。

また、支援が必要な子どもに対して、保護者や市、専門機関と連携をするとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター「れんがの家」との交流やつながりの強化に努める。

一方、地域の子育て支援拠点として、親子に寄り添い、気兼ねなく集える場所であるよう努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容などさらなる充実を図る。

<主となる目標>

- (1) 安全管理の充実・強化(感染対策・活動中の転倒等の事故・食事中の誤嚥による窒息事故・乳幼児突然死症候群・虐待防止対策等を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える)
- (2) 登園・降園システムの情報を使用した、園と保護者との連携の強化
- (3) 社協の他事業との連携を図り、地域行事等への参加・農園活動(男のサロン)・本の読み聞かせ(地域ボランティア)等の交流を通して、人と関わる基本的な力を養う
- (4) 各種研修会の参加・園内研修を含め専門性・保育の質の向上
- (5) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を展開する

2 新たに取り組む事務事業

- (1) ICT化による業務の効率を目指す(園児の登園・降園の管理・保育に関する計画・記録・保護者との連絡等の見直しを図り保育士等の業務負担軽減を図る)
- (2) 支援が必要な子どもに対して専門機関との連携の強化(菊池圏域地域療育センター・市の保健師・菊池支援学校特別支援コーディネーター・児童発達支援事業・相談支援事業所等)継続中

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 感染予防・事故防止・虐待防止対策の強化
- (2) 異年齢保育の取り組み
- (3) ホームページを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の発信
- (4) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実(キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など)
- (5) 新任保育士への指導・支援体制の充実
- (6) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など復職支援の強化)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 通常保育事業
- (2) 異年齢保育事業
- (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業
- (4) 体験活動事業
- (5) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

